(七)　政府は、この法律の施行後五年間を目途として、児童相談所等の整備状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備等の支援等を講ずるものとすることとし、その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体等との連携を図るものとするとともに、この法律の施行後五年を目途として、その支援等の実施状況、児童相談所の設置状況等を勘案し、児童相談所等の整備等の支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第七条第六項～第八項関係）

(八)　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定の施行状況を勘案し、児童虐待防止等に関する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第七条第九項関係）

(九)　政府は、この法律の公布後三年を目途に、通報の対象となる配偶者からの暴力の形態、保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大及び配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第八条関係）

2　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第三七号）（農林水産省）

1　特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令の特例の適用期間を令和二年三月三一日まで延長することとした。（第七条関係）

2　改元に伴う必要な改正を行うこととした。（第四条～第六条、第八条～第一一条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地域保健法施行令の一部を改正する政令（政令第三八号）（厚生労働省）

1　保健所を設置する市のうちから大牟田市を除くものとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行するものとすることとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第三九号）（環境省）

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正関係

都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市の長から大牟田市の長を削るものとすることとした。（第一条関係）

二　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部改正関係

都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市の長から大牟田市の長を削るものとすることとした。（第二条関係）

三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部改正関係

都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市の長から大牟田市の長を削る等所要の改正を行うものとすることとした。（第三条関係）

四　その他

1　経過措置

この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二条関係）

2　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

法　律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十三号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

参議院議員が、令和四年七月三十一日までの間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しない。

前項の規定により歳費の一部に相当する額を国庫に返納するに当たっては、同項の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額七万七千円を目安とするものとする。

附　則

1　この法律は、令和元年八月一日から施行する。

2　この法律による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「改正後の歳費法」という。）附則第十五項の規定は、この法律の施行の日以後に支給を受ける歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合について適用する。

3　改正後の歳費法附則第十五項の規定による参議院議員の歳費の一部に相当する額の国庫への返納が参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ認められるものであることに鑑み、参議院全体としてこれに取り組むよう努めるとともに、参議院に係る経費の節減については、更に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

総務大臣　石田　真敏

内閣総理大臣　安倍　晋三

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三